

青森地方最低賃金審議会 第6回専門部会議事録

1 日 時 令和7年8月21日（木）午前10時00分～午後0時12分

2 場 所 青森合同庁舎 4階共用会議室

3 出席者

【委 員】	公益委員	石岡委員	森宏之委員	森理恵委員
	労働者委員	秋田谷委員	中野委員	野坂委員
	使用者委員	小山田委員	菅委員	藤井委員
【事務局】	上野労働基準部長	吉田賃金室長	篠原室長補佐	村山賃金係長

(事務局 室長補佐)

皆さん、おはようございます。

定刻となりましたので、ただ今より第6回青森県最低賃金専門部会を開会いたします。本日の委員の出欠状況ですが、全員出席されていることを御報告します。また本日の専門部会は公開となっていることから、傍聴人の募集公示を行ったところ、8名の方から傍聴の申込みが出され、7名の方が傍聴されていることを御報告いたします。

それでは以降の議事につきまして、石岡部会長、よろしくお願ひします。

(石岡部会長)

よろしくお願ひいたします。

それでは最初に、事務局から資料の説明をお願いできますか。

(事務局 賃金室長)

本日もよろしくお願ひいたします。資料について説明をいたします。

資料につきましては、傍聴人も含め全員にお配りしているのが会議次第のついた資料、それと1枚物ですけれども消費者物価指数の頻繁に購入する品目及び1ヶ月に1回程度購入する品目のペーパーでございます。

また委員限り資料といたしまして、令和7年度地域別最低賃金の審議決定状況、さらには前回公益委員から御要望のございました消費者物価指数に関する資料、こちらがございます。

簡単に説明をいたします。

まず全国の決定状況のペーパーを御覧ください。これは8月19日時点のものということで、その後、昨日3つの県で結審がされておりますので御紹介いたします。この表でいきますと左側のBランクの下の方、空欄が3つ並んでいる福岡・香川・岡山、ここが決まったということです。

まず香川県。こちら労側が3名退席で、2名は賛成・反対の意思表示をせず、公使全

員賛成ということで結審をしております。引上額は目安+3円の66円、改定後の地賃は1,036円、発効日は10月18日でございます。

続きまして福岡県。こちらは使側は全員反対、公益・労側全員賛成で結審。引上額は目安+2円の65円、改定後の地賃額は1,057円、発効日は11月16日の指定発効となつております。

最後に岡山県。労側が4名反対、1名は欠席、公使側全員賛成、公益は1名欠席でございますが、それで結審。引上額は目安+2円の65円、改定後の地賃額は1,047円、発効日は12月1日、こちらも指定発効でございます。

以上が結審状況でございます。

続いて他の資料でございます。まず次第のついている資料でございます。

最初についている引上試算表については説明を省略いたします。

続きまして、前回御質問がありました、いわゆる年収の壁に関する資料といたしまして、これは第1回目安小委員会の資料を再度つけさせていただいております。こちらについては後ほど基準部長の方から説明いたします。

9ページからは消費者物価地域差指数の資料でございます。

18ページを御覧いただきますと10大品目別消費者物価地域差指数がございます。青森県は総合で30位、家賃を除く総合ですと21位となってございます。

25ページからは人口推計の資料でございます。

42ページを御覧ください。人口の増減ですけれども、青森県は1.66%の減少ということで、秋田県に次いで2番目に減少率が高くなっているということでございます。

続きまして44ページを御覧いただきますと、これは自然減少でございますが、こちらも青森県は秋田県に次いで減少率が高くなっている。

さらに45ページ。これは社会増減ですけれども、こちらは青森県が一番減少率が高くなっている状況でございます。

59ページからは、青森県の人口減少対策推進本部会議の資料でございます。昨年度の第2回の資料ということで、63ページですが、青森県総合政策部で実施した若者の人口移動に関する分析でございます。66ページを見ますと、15歳から19歳の転出超過率はワーストではないものの男女共に他の都道府県と比較してマイナス度合いが大きい。さらに20から24歳の転出超過率は男女ともに全国ワースト。特に女性のマイナス度合いが大きくなっているということでございます。

他の資料、先ほど申し上げました年収の壁の資料と委員限りで配付させていただきました物価に関する資料につきましては、基準部長の方から説明をさせていただきます。

(事務局 労働基準部長)

まずこの年収の壁の当面の対応策の資料を御覧いただければと思います。

先に所得税の関係を御説明したいので、8ページを御覧いただければと思います。こちらの配偶者控除、配偶者特別控除の見直し、2025年度、令和7年度の税制改正で決まった部分の改正前・改正後という図になります。

この令和7年度税制改正分は、令和7年12月1日申告分から適用とされているところでございます。配偶者控除そのものの引上げが、この薄いオレンジのところの103万円から123万円、ここに細かく書いてありますように一定の要件を満たした方についての配偶者控除が、納税者本人から控除を受けられる、従って縦軸が納税者本人の控除額となっておりまして、横軸が配偶者の給与収入をさしている図になります。

さらに配偶者特別控除、こちらも一定の要件を満たした場合に、150万円から160万円にこの青い矢印が出ている分、真ん中の特別控除が受けられるという改正をされるという中身でございます。併せて、全ての条件が揃った場合に150万円から160万円の配偶者控除を受けられる額の引上げがなされているということを示している図でございます。

所得税については以上でございます。

戻っていただきまして、年収の壁の関係についてでございます。最初は厚生労働省の施策でございまして、社会保険料の関係の話でございます。

まず106万円の壁と言われているところでございますが、こちらについては次のページをめくっていただいて、赤囲みをしているところの一つ上の部分で社会保険適用時処遇改善コースという助成金を設けております。106万円を超えると社会保険の適用になる、現状そういう建付けでございますけれども、社会保険適用時処遇改善コースの助成金、この一定の要件、手当等支給メニュー、労働時間延長メニュー、この一定の要件を満たした場合には、会社に一定額を助成することによってその助成金を使って給与など、その分の補填というかたちで社会保険を適用するということを前提に助成をするという仕組みになっておりまして、現状、そういう運用をしているところでございます。

こちら、今年度までの仕組みでございまして、令和8年3月31日でこの社会保険適用時処遇改善コースは終了となります。

その替わりと言っては何なんですかとも、赤囲みのところで、短時間労働者労働時間延長支援コースというものが令和7年7月1日から施行になっております。こちらは、労働時間を延長して長く働いてもらった人について、社会保険の適用をすると同時にそこを補填するというところで、上の社会保険適用時処遇改善コースと何が違うかというと、労働時間を延長して働いてもらったというところに軸足があって、現状、賃上げをしたことについて補填をしているというコースから、労働時間を延長して一定時間長く働いてもらうところに助成というように変わっていきますということでございまして、こちらは本年7月1日から施行になっておりまして、現状は社会保険適用時処遇改善コースと短時間労働者労働時間延長支援コース、これが並行している状況で、要件を満たせば社会保険適用時処遇改善コースのところで当てはまっている事業主が、こちらの新しいコースに乗り換えをするということも可能な仕組みになっているところでございます。

このように、厚生労働省の方も働く方に対する企業への助成金というかたちで支給することによって、社会保険の適用と労働者が働きやすい環境というものの両立を目指して制度設計をしているということでございます。

こちらの説明は以上でございます。

2点目ですが、先般の専門部会におきまして、公益委員の方から御依頼をいただきました消費者物価指数について、公開されている統計データから少しまとめさせていただいたものです。

まずA4の白い紙の方でございます、消費者物価指数の対前年比上昇率ということで、各月の対前年比上昇率が機械的に出ているのですが、これも同じく総務省の消費者物価指数のデータから取っておりまして、その中の中分類、穀類、魚介類、肉類とかのものが並んでおりまして、2024年10月から6月までの各月の対前年比の物価上昇率を中分類ごとに並べているものでございます。

そして、支出にそれぞれウエイトというものがありますので、ウエイト、これ単純にウエイトが9,688分の、例えば穀類であれば支出として222ですということで並べているもので、ほぼ機械的に割合というところも機械的に計算して入れているものでございます。プラスのものが物価対前年比と比べて物価上昇しているということを示しております。

薄いピンクのところ、単純平均としているものは、この10月から6月までの9か月間のものを単純に足して9で割っているもの、計算式を入れて9で割っているものということでございます。

この1枚目は青森市のものでございまして、隣に全国の平均値をそれぞれ載せさせていただいているというところでございます。

2枚目、全国のものの2024年10月から2025年6月のものも同じ整理で機械的に数字を載せさせていただいているというものでございます。

続きましてA3の方の資料でございます。A3の方の資料につきましては、中分類の項目の中から、前回公益委員の方から注目点としてお話をいただいた食料品、そして去年同じかたちで整理をした頻繁に購入する品目の中から生活必需品というものの中分類を抜粋いたしまして、同じく2024年10月から2025年6月までの数字というものを載せさせていただいております。

ここは物価上昇率のものでございますけれども、この表の枠外にあるところ、まず全国の分、黄色になっている部分というのは1月から6月までの単純平均値、そして黄色になっているこの食料費の平均値を出しております。緑色の部分は生活必需品についての平均値を出しております。

下の欄外に書かれているものは1月から6月までの平均値を出しているというところで、分類としては食料品、生活必需品の分類と、あと1月から6月の平均値、そして10月から6月の平均値をそれぞれ載せさせていただいているというところでございます。

同じ整理で青森市の方についても載せさせていただいているところで、全国と青森のそれぞれの品目、カテゴリーの物価上昇率と平均の比較がパッと見て分かるようにしているつもりでございますので、御参照いただければと思います。

続きまして2枚目でございます。これは光熱費バージョンでございます。全国、青森市の光熱費のバージョンでございます。電気代、ガス代、他の光熱というのは灯油のみを指しております、中分類の項目は他の光熱になっていますけれども、灯油というふ

うに思っていただければと思います。それとあと上下水道料ということで、同じ整理の計算で載せさせていただいております。

あとは、ここで2つ色分けをしているのは、冬にやはり青森県、冬に積雪が多いということで県の特徴でございますので、特に冬に必要性が増す光熱費と光熱費全体の数字を載せさせていただいている。と言っても水道を除いているだけですけれども、先ほどの食料品と同じで2024年10月から6月の平均と、2024年10月からの平均と2025年1月から6月の6ヶ月平均の比較ということで計算させていただいている表でございます。

これについてのいろいろな評価はこれから議論させていただければと思いますので、一旦、事実関係はこういった資料だということを前提にお目通しをいただいて、本日の議論で使用していただければと思いますので、よろしくお願ひいたします。

以上でございます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

ただ今の資料の説明について、何か質問等はございませんか。

特によろしいでしょうか。どうぞ。

(菅委員)

説明、ありがとうございました。

今のA3の資料の中の数字と、中賃の答申の時に参考資料としてついているこの消費者物価指数の対前年比の資料、これとの関りというか、ここのデータは同じ項目だとか、そういうのがあるんですか。

(事務局 労働基準部長)

頻繁に購入する品目、これは去年も使った品目なのですけれど。この品目がこの中分類の品目に当たるものを抜き出しているという感じです。

例えば食パン・アンパン・カレーパン・ゆでうどん・カップ麺・中華麺と、これが入っているものが穀類ということで抜き出したものがこれになります。

(菅委員)

要は、ここに示されている数字とここの整合性があるのかどうか、全く別なのか。

(事務局 賃金室長)

全く一緒ではないです。

(菅委員)

じゃあ、これはこっちで比較したもの？

(事務局 賃金室長)

そうですね。頻繁に購入する品目というのは、2ページ目につけている、これということですけれど、これを一個一個足せばできたのかもしれませんけれども、中分類で大括りにしているので、その中にはこれに入っているのもあれば入っていないものもあるということですので、頻繁に購入する品目が含まれる中分類でまとめさせていただいたということです。

(菅委員)

じゃあ、こっちの数字と比較はできないんですね。

(事務局 賃金室長)

そうですね。全く一緒のものではないです。

(石岡部会長)

完全に一致する項目までは拾い切れなかったので、それが入るようなかたちの中分類で大まかなトレンドを調べていただいたということですかね。

(事務局 労働基準部長)

すいません、そのとおりでございます。

(石岡部会長)

端的に言えば、この中分類で穀類というふうに分類されている中では、頻繁に購入する品目だと食パン・アンパン・カレーパン・ゆでうどん・カップ麺・中華麺んですけど、当然穀類ですから中分類の中には他の穀類、米だとか、そういうのが入ってくるということですね。そういう違いがあるということ。

他には質問等はございませんか。

それでは資料の方はこの程度にいたしまして、金額の審議の方に入っていきたいと思います。専門部会も今日で6回目ということでありまして、具体的な金額審議に入ってからも4回目ということになりますかね。できるだけ今日で合意に至ることができればいいなと思っておりますけれども。

前回までのところでは具体的な金額の提示が、労働者側からは5回目の数字、82円というものが出ておりまして、使用者側からは4回目の数字、39円が出されておりました。

それで前回は、使用者側でこれ以上の数字は持ち合わせていないということでしたので、御検討いただくことにしておりましたが、いかがでしょうか、今日の段階で、使用者側の数字は。

(小山田委員)

今、部会長からお話をあったとおりでございます。前回、39円ということで、パートタイム労働者の方々の産業計Cランク、国の調査でございますけれども対前年4.1%というふうなことで、県内の賃金上昇率、平均3.5%いくかいかないかという中で、Cランク県、13県ほどですか、これの中の対前年上昇率4.1というで、使用者側としては踏み込んだ金額を提示させていただいたと思っております。

そういう意味では、理論的にはなかなか難しいのですけれども、まだ労使で相当金額に開きがあるという御指摘がございまして、使用者側としては公に出ている数字で、本来どうなのかなというところはございますけれども、客観的根拠を持つ数字といたしまして同じ6月調査によります調査結果の第4表の③、パートタイム労働者、昨年6月と今年6月に在籍している方々のパートタイム労働者の産業Cランクの対前年上昇率、4.4%、これについて敢えて採用させていただくということといたしまして、953円×4.4%ということで、41.932になりますので繰り上げして42円を。相当厳しいんですけれど42円を提示させていただきます。

(石岡部会長)

ありがとうございました。

それでは労働者側、いかがですか。

(秋田谷委員)

金額提示の前に1点、前回、指定発効日についての問い合わせがありましたので、それについて回答させていただきたいと思います。

まず最低賃金というのは最後のセーフティーネットであるということから、発効の遅延はその趣旨を損なうものではないのかということで、何点か挙げさせていただきます。

まず生活実態と物価動向、まずこれを尊重することがあるというふうに思っております。発効を遅らせるることは生活困難者を放置することにつながると。特に昨今の物価高騰下では、1日でも早い適用が必要であるというふうに考えております。

次には公平性の観点であります。指定発効を選んだ地域と法定発効でやった地域で同じ労働者に賃金格差が生じるというのは不合理であるというふうに考えております。また地域間の公平性も損なうものだというふうに思います。

3点目については経済効果であります。最低賃金の引上げというのは労働者の購買意欲を高めるものだと、それが地域経済の活性化に寄与するという観点からも、原則どおり法定発効とするべきだと考えております。

あと使用者側の方がおっしゃいます準備期間が短いことに関してでございます。金額が1円であっても何十円であっても、準備に要する手間というのは変わらないものだというふうに考えております。

以上のことから、労働者側としては指定発効という考えは持っていないことを、前回の投げ掛けに対しての回答とさせていただきます。

金額提示についてであります。公労会議の中でいろいろ議論を深めながら、できれば提示する方向で進めたいというふうなことで、こちらとしては希望を持っているのですが。その辺、御検討いただければと思います。

以上です。

(石岡部会長)

はい、分かりました。

発効日について、労働者側からの意見がありました。使用者側から何かありますか。

(小山田委員)

労働者側からすると当然そういう考えになるのかなというふうに受け止めました。この前、その発効日の話について申し述べさせていただきましたけれども、繰り返しになりますけれども、労働者側さんのお考えをいただいたので改めて使用者側から述べさせていただきたいと思います。

近年における最低賃金の大幅引上げ、一昨年45円、昨年55円ということでありまして、本県の場合、全国で最も高い影響率というところで、一昨年が24.7、昨年が30.6ということで、これまで法定発効ということで、実質、各企業さんが決定してから2ヶ月程度、2ヶ月以内と言いますか、で対応せざるを得ないということで、その賃上げの原資をどう確保するのかというのが、現状、一番直面する問題でありまして、価格転嫁ということで、御当局からも様々な御努力をいただいているんですけれども、価格転嫁は相手のある話ですので、その2ヶ月程度で価格転嫁が可能かと言われると、極めて困難ではないかというふうに考えております。

繰り返しになりますけれども、雇用を維持したまま賃金を上げる、そういうことのためには、やはり価格転嫁をはじめ賃上げ原資の確保に十分な準備期間が必要、これが現実かと思っております。

それから業務改善助成金、大変すばらしい補助金で、御当局の御努力で実績も上がってきております。そういう各種補助金等、賃上げに係る各種支援策の利活用、そして手続きには、これは補助金でございますので一定の期間を要する。これはもう常識的な話でございます。

そして3つ目でございます。これも前に触れたかもしれませんけれども、骨太の方針等にあります国新たな支援策につきましては、現時点において具体的中身が不明といいますか、予算措置もされてないやに聞いておりますので、事実上、見通しが立っていない、いつこの支援策に頼ることができるのか、そういう見通しが立っていないということがございます。

そして本日の資料の説明にもございましたけれども、いわゆる年収の壁の問題。これも御当局によって様々な工夫をして、今年度から対応できるようにということになっておりますけれども、何分、こういう制度というのは必ず条件が付きますので、概ねの方々が比較的容易にそれを利用できるかというふうなことになってくると、現実にはなかなか

か難しい面もあるのかなというふうなところで、これから年末にかけての就労調整、それから新たな人材確保、こういう人手不足の中でそういうふうな対応が必要になってくる。

これらを勘案すると、やはりこれは法定発効が一番理想的なのでしょうけれども、働く方の立場に立っても当然そういうことなのでしょうけれども、現実的にはやっぱり一定の期間がないと、特に最近の大幅な賃上げが例年続いております。そういう状況の中で、相当事業者の資金繰りが、防衛的賃上げという言葉もございますけれども、相当厳しくなっておりますので、今回、また過去最高の目安額が示されておりまして、それに、今後どうなるか、決まるか分かりませんけれども、対応していくということになりますと、やっぱりこれは相当期間がないと、やっぱり事業者というのは事業継続をの前提にしないと経営が成り立ちませんので、そこはやっぱり御理解いただきたいなと思っております。

そういう意味で、中央審の方でもいろいろ議論の中で発効日については年明け1月1日、あるいは年度初めというふうなこともいろんな場面で出たようあります。やっぱりそこは私が今、説明したようなことを勘案しての話かなと思っております。

そういう意味では、我々使用者側としては発効日については年明け1月1日以降、これを希望したいと思っています。これは使用者側としての立場で、そこは御理解いただきたいと思います。

(秋田谷委員)

ちょっとよろしいですか。

(石岡部会長)

はい、どうぞ。

(秋田谷委員)

まず中小零細企業が大幅な最低賃金引上げで全く影響がないとは言いません。そこはそのとおりなんだろうというふうに思いますけれども。

中小企業の支払能力の部分でいきますと、個別の企業ではないんですけども、全体感としての具体的な数字、我々としては消費者物価指数とか、さらには労働者の賃金引上げ率とか、そういうものも数字で出しながらある程度それを根拠に主張しながら要望しているところなんですが、中小の部分でいくと、例えば実際の全体の売上高の推移とか営業利益、経常利益、人件比率の推移とか、あとは初任給とか実際の時給水準とか、そういうものが示されていない中で、一般論でお話をされていると思うんですよ。その辺、具体的な数字も出していただければ一番いいのかなというふうに思います。

ただ、影響率の関係でありますが、影響率が高いというのはそれだけ多くの労働者が最低賃金水準に張り付いていることの裏返しだというふうに考えております。だからこそ生活を改善する必要がある、最低賃金を引上げていく必要があるんだというふ

うに思っております。

私の方からは以上です。何かありますか。

(石岡部会長)

よろしいですか。

そうしましたら、今、労働者側からは次の金額提示については個別協議の中で行いたいという提案がありましたので、そういたしますと、この後は公労使の協議をするということでおよろしいでしょうか。

ではそのようにしたいと思いますので。じゃあまず労働者側から伺いたいと思いますので、使用者側の委員はちょっとお待ちください。

【以後、公益委員と労働者側委員・公益委員と使用者側委員それぞれ意見交換】

(石岡部会長)

大変お待たせいたしました。全体会議を再開したいと思います。

この間、労働者側からは6回目の金額提示として80円という数字が提示されました。しかし、これ以上の数字を詰めるところ至りませんで、また採決をするにしてもまだ機が熟していないというふうに考えられますので、さらに専門部会を開催して審議を続けるということにしたいと思います。

また、この間、発効日の問題についても労使双方から御意見をいただきまして、法定発効にするのか指定発効にするのかという点について議論をしてまいりました。

いずれにしても労使双方の意見がまだ一致するまでには至っておりませんので、専門部会をさらに継続して開催して、審議を続けることにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

労使双方、よろしいですか。

(労使委員)

はい。

(石岡部会長)

では、そういうことでお願いいたします。

じゃあ専門部会の日程について、事務局の方から説明をお願いします。

(事務局 賃金室長)

1枚の資料を配付させていただいています。本日は結審しませんでしたので、本日、午後1時半からの本審につきまして、答申は行われないということになります。今の審議状況の説明になるということです。

次回、第7回の専門部会でございますけれども、8月28日、午前10時から開催をい

たします。

専門部会の後、同じ日の午前 11 時半から本審となりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

準備の都合もあるので、専門部会を何とか 11 時 15 分ぐらいまでには終わればというふうに考えております。

この場合、28 日に答申をいただいた場合については、異議申出に関する公示を同日行い、異議がありました場合には 9 月 16 日に異議申出の諮問答申を行うということになります。

特賃の日程調整の時にも日程調整案をお示ししたのですが、この日はこちらのスケジュールの右側を見ていただきますと特賃の小委員会の報告と必要性有無の答申、さらに必要性ありとなった場合の産別改正諮問もございますので、異議の申出の諮問答申と合わせて行うということになりますので、よろしく御願いしたいと思います。

スケジュールについては以上です。

(石岡部会長)

ということでおろしいでしょうか。

それでは 28 日、また引き続きよろしくお願ひをいたします。

それでは本日の専門部会はこれで閉会したいと思います。どうもお疲れ様でした。